



# HOP通信 no. 91

発行日 2018年1月31日

発行 税理士法人HOP  
〒103-0013  
東京都中央区日本橋人形町2-13-9 FORECAST人形町7F  
TEL:03-5614-8700 FAX:03-5614-8701  
http://www.zeirishihoujin-hop.com



## 司法書士 柿沼の 柿の種コラム

### 【所有者不明土地問題について】

長期にわたり登記されず所有者が誰だかわからない土地の面積が九州の面積を上回っている(約410万ヘクタール by 所有者不明土地問題研究会)、とネットニュースで流れました。この原因は、都市部のように利用価値が高い土地は相続登記が行われるが、原野や山林など利用価値のない土地は、相続登記が単なるコストであり放置される傾向にあるからだと考えられています。実際に、3代前、4代前の方が所有者として登記されている土地を、今の所有者(相続人)に名義を変更する登記手続はかなり骨が折れます。その手間をかけてまで、相続登記をするメリットがあるか、というところでもない土地が多いのも事実です。しかし、今の法制度上、誰かがどこかでやらなければこの問題は解決しません。

そこで、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議が平成30年1月19日に開かれ、相続登記の義務化(現在相続登記は義務ではありません)、や登記官による所有者不明土地の相続人調査権や登記を促す権利の設定等が議論されています。これにより、公共事業や土地の有効活用を進める効果を期待しています。

一方で、所有者不明土地とはいえ、土地の固定資産税は課税されるため、各市町村はこの税金を徴収するため相続人の捜索及び納税通知書の送付は活発にされており、相続開始後半年も経たないうちに、「誰が固定資産税を納付するか決めなさい。」と通知が来ることが多いです。こちらの動きと合わせて進めれば効率的だと思いますが、縦割り行政で別の動きとなるようであればそのコストは我々国民の負担になってしまうでしょう。

## 今月のトピックス

# 個人所得課税、資産課税、法人課税の 改正内容について!!

明けましておめでとうございます。

昨年同様本年もHOPグループをよろしくお祝い致します。

今回は(1)個人所得課税、(2)資産課税、(3)法人課税について主な改正内容をご案内させていただきます。



### (1) 個人所得課税

- ① 給与所得控除・公的年金等の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げる。
- ② 給与所得控除について給与収入が850万円超の場合の控除額を195万円に引き下げる。  
(23歳未満の扶養親族が同一生計内にいる場合等は負担増が生じない措置を講じる)
- ③ 公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円超の場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。  
(公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額を引き下げる)
- ④ 基礎控除について合計所得金額2,400万円超から通減し、2,500万円超で消失する仕組みとする。
- ⑤ 青色申告特別控除を65万円から55万円に引き下げる。

※平成32年分以後の所得税及び平成33年分以後の個人住民税について適用。ただし取引を正規の簿記の原則に従って記録している者で次の要件を満たす者は、青色申告特別控除額が65万円

- ・その年分の事業に係る総勘定元帳につき電磁的記録の備え付け及び保存を行っていること
- ・その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書を提出期限までにe-taxを使用して行うこと

### (2) 資産課税 (事業承継税制の拡充)

10年間の特例として、施行日以後5年以内に承継計画を作成して贈与、相続、遺贈(贈与等)による事業承継を行った場合、その非上場株式に係る課税価格の全額について納税猶予の対象とする。

- ・従来の株式数に係る2/3制限の撤廃
- ・納税猶予割合を80%から100%へ引き上げ
- ・事業承継計画の作成の対象者を最大3名までに拡大
- ・雇用確保要件を満たさない場合でもその理由を記載した書類を都道府県に提出することにより納税猶予を継続

### (3) 法人課税 (所得拡大促進税制の改組)

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に給与等を支給する場合、以下の要件を満たす場合に、給与等支給増加額の15%を税額控除できる制度とする。

- ① 平均給与等支給額が対前年度比3%以上増加していること
- ② 国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること

※中小企業者等の場合には、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上であるときに給与等支給増加額の15%を税額控除できる(一定の場合には25%を税額控除できる)

改正内容の詳細及びその他の改正内容についてはHOP担当者までお尋ねくださいますようお願い致します。



## Staff Column 阪口 藍嘉

今年のお正月は、家族で初めて日本橋七福神めぐりをしました。

日本橋七福神は、全て神社で構成されていること、距離が短く日本では一番短時間で巡拝できることが特徴だそうです。

実は、HOPの事務所から徒歩1分しかない松島神社もその一社です。巡拝の順番は決まっていないので自由に回ることができますが、我が家はこのルートで回りました。笠間稲荷神社【寿老神】→末廣神社【毘沙門天】→松島神社【大国神】→水天宮【弁財天】→茶ノ木神社【布袋尊】→小網神社【福祿寿・弁財天】→稲森神社【恵比寿神】

ちなみに日本橋七福神会のパンフレットには載っていませんが、上記七社+寶田恵比寿神社【恵比寿神】の八社九神を巡拝される方が多いようです。

通常だと2時間程度で回る距離ですが、授与品や色紙に七福神の朱印をいただけるのが元旦~7日までの一週間しかなく、その期間だと4時間くらいはみていた方がよいです。

さすがに寒かったですが、なんだかパワーをいただいた気がしますので、これから始まる繁忙期も頑張ります。



## 小川実魂のコラム

2010年7月にHOPのクライアント様への情報提供としてスタートしたHOP通信は、おかげさまで本91号まで発行することが出来ました。

7年7ヵ月も続いたのは、皆さんからのいろいろな励みや応援があったからだと感じております。

大変残念ですが、HOP通信は、本91号を持ちまして、一旦、休刊とさせていただきます。

1月17日のHOPの経営計画発表会において、第4中期事業計画を発表しました。

これからの5年間で経営の要素である人・物・金・情報・時間について、『HOPに答えがある』という状態を作り、HOPのクライアント様がお困りの時に何でも対応出来るようにします。

そのために2018年は「仕組みを作る」年と定め、様々な組織変革を行います。

組織変革に集中するために、HOP通信は休刊という決定をするに致りました。

長年にわたり、HOP通信をご愛読いただき、楽しみにしていただいた皆様には、感謝とお礼を申し上げます。

また、違う形で皆様には情報発信を続けてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします!

## HOP通信は本号をもって休刊します。 ご愛読ありがとうございました。

←記念すべき創刊号は2010年7月15日に発行されました。

↓HOP通信5周年を向かえ、長く愛される情報誌となりました。

